

たつの市家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、侵入盗や傷害事件をはじめとする犯罪被害の防止及び地域の防犯力の向上を図り、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に資するため、予算の範囲内で家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供する建築物（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる建築物、長屋及び共同住宅を含む。）をいう。
- (2) 家庭用防犯カメラ 住宅の防犯を目的として、その敷地内（屋外に限る。）に常設する撮影装置（カメラ）、映像表示機器（モニター）、映像記録機器（ハードディスクレコーダー等）、その他これらと一体的に機能する機器及びこれらの附属品（記録用のSDカード等を含む。）をいう。ただし、インターホン、ドアホンその他これらに類するものを除く。
- (3) 画像データ 家庭用防犯カメラにより記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、特定の個人を識別することができるものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、家庭用防犯カメラを新たに購入して市内の住宅敷地内に設置する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）の要件については、別表に掲げる全ての要件に該当するものとする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 申請時において、家庭用防犯カメラを設置する市内の住宅に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 家庭用防犯カメラを設置する住宅及びその敷地を所有している者。ただし、当該住宅及びその敷地の全部又は一部を所有していない場合は、当該部分の所有者（賃貸物件の場合は、建物管理者）の同意を得ている者
- (3) 本市に納付すべき税を滞納していない者
- (4) 交付対象者及び当該住宅に居住する者が、たつの市暴力団の排除に関する条

例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者
（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

（1） 家庭用防犯カメラの購入に要する費用（購入に係る送料を含む。）。ただし、Wi-Fi中継機器、スマートフォン、テレビ等の他用途で使用可能な機器に係る費用を除く。

（2） 家庭用防犯カメラの設置に要する費用

（3） 家庭用防犯カメラの設置を示す表示シールの設置に要する費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助対象としない。

（1） 既存設備の撤去及び移設に要する費用

（2） 土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する費用
（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、家庭用防犯カメラ1台当たり80,000円を上限とし、1世帯につき2台を限度とする。

2 前項の台数は、撮影装置（カメラ）ごとに1台として算定する。

3 補助金の交付は、同一の住宅につき1回限りとし、かつ、交付対象者につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 収支予算書（様式第2号）

（2） 誓約書（様式第3号）

（3） 家庭用防犯カメラ設置場所の位置図

（4） 現況の写真（家庭用防犯カメラ設置箇所全景写真及び撮影する画像データの想定写真）

（5） 家庭用防犯カメラの仕様書の写し

（6） 家庭用防犯カメラ設置に係る見積書及び内訳書の写し

（7） 自己の所有する住宅及び敷地であることを確認することができる書類（自己所有でない場合は、所有者（賃貸物件の場合は、建物管理者）による家庭用防犯カメラ設置に関する同意書（様式第4号））

（補助金の交付の決定等）

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付申請

者に通知する。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したとき（中止したときを含む。）は、当該補助事業が完了した日から30日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第7号）
- (2) 家庭用防犯カメラ設置場所の位置図及び設置後の写真
- (3) 設置した家庭用防犯カメラにより撮影した画像データを印刷したもの
- (4) 領収書及び内訳書の写し

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該実績報告が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 市長は、前条に規定する補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、家庭用防犯カメ

ラ設置支援臨時経済対策事業補助金返還命令書（様式第 1 1 号）により期限を定めてその返還を命ずる。

（維持管理及び適正な運用）

第 1 5 条 交付決定者は、当該補助事業により取得した家庭用防犯カメラについて、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、別に定めるたつの市防犯カメラの設置・運用に関するガイドラインに準じ、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 家庭用防犯カメラの設置を示す表示シールを家庭用防犯カメラの周辺に設置すること。
- （2） 画像データの加工又は不必要な複写を行わないこと。
- （3） 記録媒体を施錠可能な保管庫等に保管する等、盗難及び滅失の防止に努めること。
- （4） 画像データの保管期間は必要最小限とし、保管期間が経過した画像データは復元が不可能となるよう確実かつ速やかに消去すること。
- （5） 撮影した画像データ及び記録媒体を、法令に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、第三者に提供しないこと。
- （6） 住宅内部等の私的空間が映り込まないように撮影範囲を調整する等、近隣住民のプライバシーの保護に配慮すること。ただし、やむを得ず、特定の住宅等が映り込む場合は、当該所有者及び居住者等の同意を得ること。
- （7） 家庭用防犯カメラの設置及び運用に関して苦情等を受けた場合は、責任を持って、速やかに対応し、適切な措置を講ずること。

（補則）

第 1 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（有効期限）

2 この告示は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 1 3 条から第 1 5 条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第 3 条関係）

設備の要件
（1） 住宅の敷地内（屋外に限る。）に設置するものであること。
（2） 住宅、当該敷地又はそれらの出入口に接する道路等を常時撮影するものであること。
（3） 撮影した画像データを 1 日 2 4 時間かつ 7 日間以上の記録ができるもので

あり、有効画素数が38万画素以上であること。

(4) 夜間の撮影が可能なものであること。

(5) 追跡機能を有しないものであること（当該機能を使用せずに運用する場合を除く。）。

(6) 未使用品であること。

(7) カラー画像であること（夜間は人物等が識別できること。）。

(8) 防雨機能を有すること。

年 月 日

たつの市長 様

住 所
(ふりがな)
氏 名
電話番号 ()

家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付申請書

家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金の交付を受けたいので、たつの市家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請に当たり、審査に必要な範囲で、私の住民基本台帳及び市税の納付状況について公簿等により確認することについて同意します。

記

交付申請額	金 円
設置場所（住所）	
設置する住宅の種別	☐ 戸建て ☐ 併用住宅（事務所・店舗等） ☐ 共同住宅・長屋住宅 ☐ その他（ ）
住宅の所有関係	☐ 自己所有 ☐ 自己所有でない
家庭用防犯カメラ設置予定台数	台
家庭用防犯カメラ設置工事の開始及び完了予定日	(開始) 年 月 日 (完了) 年 月 日

(添付書類)

- (1) 収支予算書（様式第 2 号）
- (2) 誓約書（様式第 3 号）
- (3) 家庭用防犯カメラ設置場所の位置図
- (4) 現況の写真（家庭用防犯カメラ設置箇所全景写真及び撮影する画像データの想定写真）
- (5) 家庭用防犯カメラの仕様書の写し
- (6) 家庭用防犯カメラ設置に係る見積書及び内訳書の写し
- (7) 自己の所有する住宅及び敷地であることを確認することができる書類（自己所有でない場合は、所有者（賃貸物件の場合は、建物管理者）による家庭用防犯カメラ設置に関する同意書（様式第 4 号））

様式第2号（第7条関係）

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
市補助金		
自己資金		
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
家庭用防犯カメラ 等購入費		
機器設置工事費		
表示シール設置費		
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

様式第3号（第7条関係）

誓約書

家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に当たり、下記のとおり誓約します。

なお、誓約事項に関し、市が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

【補助対象者に関する事項】

- 1 家庭用防犯カメラを設置する市内の住宅に住所を有し、本市の住民基本台帳に記録されています。
- 2 私は、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていません。また、家庭用防犯カメラを設置する住宅について、過去にこの補助金の交付を受けたことはありません。
- 3 私は、本市に納付すべき税を滞納していません。
- 4 私及び当該住宅に居住する者は、たつの市暴力団の排除に関する条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではありません。また、市長が必要と認める場合には、警察に照会することに同意します。
- 5 補助金交付後、この補助金の交付要件を満たさないこと、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。

【維持管理及び適正な運用に関する事項】

- 1 家庭用防犯カメラの周辺に、交付決定時に市から配布される「家庭用防犯カメラの設置を示す表示シール」を設置します。
- 2 家庭用防犯カメラの設置場所は、住宅の敷地内（屋外に限る。）です。住宅内部等の私的空間が映り込まないように撮影範囲を調整する等、近隣住民のプライバシーの保護に配慮します。
- 3 （該当ありの場合のみ）撮影範囲に含まれる土地・建物の所有者、管理者及び居住者等から撮影の承諾を得ています。共同住宅で共用部分を撮影する場合は、撮影される特定の個人から承諾を得ています。
- 4 画像データの加工又は不必要な複写は行いません。
- 5 記録媒体を施錠可能な保管庫等に保管する等、盗難及び滅失の防止に努めます。
- 6 家庭用防犯カメラは、撮影した画像データを1日24時間かつ7日間以上記録できる状態を維持して運用します。画像データの保管期間は必要最小限とし、保管期間が経過した画像データは速やかに、かつ復元が不可能となるよう確実に消去します。
- 7 撮影した画像データ及び記録媒体を、法令に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、第三者に提供しません。また、犯罪抑止の目的以外にはこれを使用せず、他人のプライバシーを侵害することのないようにします。
- 8 取得した家庭用防犯カメラを善良な管理者の注意をもって管理します。

9 家庭用防犯カメラの設置及び運用に関して苦情又は問合せを受けた場合は、管理責任者として誠実かつ迅速に対応し、近隣住民等との紛争が生じたときは、責任をもって対応します。

10 (該当ありの場合のみ) 追跡機能を有する家庭用防犯カメラの場合、当該機能を使用せずに運用します。

【市が行う措置等への同意】

1 警察から市へ家庭用防犯カメラの設置に関する照会があった場合は、その設置場所その他必要な事項について、警察に情報提供することに同意します。

2 要綱第14条に基づき市が行う交付決定の取消し等の措置について、異議を述べません。

3 地方自治法第221条第2項の規定により市が行う調査等の措置について、異議を述べません。

第221条

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者(補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

☐ 上記内容を確認しました。

年 月 日

たつの市長 様

住 所

氏 名

様式第4号（第7条関係）

様

家庭用防犯カメラ設置に関する同意書

たつの市家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金により、下記設置場所に家庭用防犯カメラを設置することに同意します。

設置場所	たつの市
------	------

設置場所所有者（管理者）

年 月 日

住 所

氏 名

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

たつの市長

印

家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金について、たつの市家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 事業実施場所（家庭用防犯カメラの設置場所）
- 3 補助金の交付条件
 - （1） 交付決定者は、たつの市家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付要綱に従わなければならない。
 - （2） 虚偽の申請など、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが発覚したときは、交付決定者に対し、既に交付した補助金の返還を求めることがあります。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

たつの市長 様

住 所
氏 名
電話番号 ()

家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金に係る補助事業が完了（中止）したので、たつの市家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

実績報告額 (補助金交付決定額)	金 円 金 円
設置場所（住所）	
家庭用防犯カメラ設置台数	台
家庭用防犯カメラ設置年月日	(着 工 日) 年 月 日 (設置完了日) 年 月 日 (支払完了日) 年 月 日

(添付資料)

- (1) 収支決算書（様式第7号）
- (2) 家庭用防犯カメラ設置場所の位置図及び設置後の写真
- (3) 設置した家庭用防犯カメラにより撮影した画像データを印刷したもの
- (4) 領収書及び内訳書の写し

様式第7号（第9条関係）

収支決算書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
市補助金		
自己資金		
計		

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
家庭用防犯カメラ 等購入費		
機器設置工事費		
表示シール設置費		
計		

（注） 収支の計は、それぞれ一致する。

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

たつの市長

印

家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金について、たつの市家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので、通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

たつの市長 様

住 所
氏 名
電話番号 ()

家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付額確定通知があった家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金について、たつの市家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 補助金振込先

金 融 機 関 名	銀行・信用組合 信用金庫・農協	金融機関 コード				
支 店 名	本店・支店 出張所	支店コード				
預 金 種 別	普通 ・ 当座 (いずれかに○)					
口 座 番 号						
フリガナ						
口座名義人						

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

たつの市長

印

家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金について、下記のとおり交付の決定を取り消しましたので、たつの市家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

取 消 理 由

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

たつの市長 印

家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金返還命令書

たつの市家庭用防犯カメラ設置支援臨時経済対策事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、 年 月 日付け 第 号で交付決定し、 年 月 日交付した補助金について、下記のとおり返還を命じます。

記

返還金等

返還を命じる補助金	円
返 還 期 限	年 月 日限り